

「赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」
「赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

令和7年9月
赤磐市保健福祉部介護保険課・社会福祉課

「赤磐市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」「赤磐市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

１．目的

この説明書は、赤磐市が実施する「赤磐市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」及び「赤磐市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務を円滑に行うため、実績、経験、技術力、企画力等を有する最も適した者を受託候補者として選定すること、また、２計画を同時に策定することにより各計画間の相互の連記及び内容の調整を図り効果的、効率的に実施することを目的とする。

２．業務の概要

（１）業務名

「赤磐市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」

「赤磐市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」策定支援業務委託

（２）業務内容

本業務に係る業務内容については、別紙「赤磐市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書（以下「介護仕様書」）「赤磐市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」策定支援業務委託仕様書（以下「障害仕様書」という。）のとおりとする。また、介護仕様書のとおり令和７年度についてはアンケート調査及び集計業務を実施し、令和８年度に計画策定を行う。また、障害仕様書のとおり令和８年度にアンケート調査及び計画策定を行うものとする。ただし、契約書における介護仕様書・障害仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）提案上限額

「赤磐市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務委託分

令和７年度上限額 ３，４６５，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和８年度上限額 ３，２５６，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

「赤磐市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」策定支援業務委託分

令和８年度上限額 ４，９５０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公告日から契約締結日までの間に、赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿(物品・役務)に「計画策定」の業種で登録されていること。
- (7) 第9期介護保険事業計画、または、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の業務受託実績があること。ただし、計画支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など業務の一部の実績は除く。
- (8) プライバシーマークを取得していること。

4. 参加申込手続き

- (1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	公募型プロポーザル方式提案参加申込書	1部	様式第1号
②	会社の事業概要、規模、従業員数がわかる会社案内等の資料	1部	任意様式 ・従業員数は営業所等含む人数とする。
③	事業受託実績調書	1部	任意様式 ・全国での第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の業務受託実績(各計画策定件数、自治体名、業務名、履行期間、契約金額等)を記載すること。 ただし、計画支援全体の実績とし、

			アンケート調査や印刷など業務の一部の実績は除く。なお、岡山県内実績と県外実績を分けて記載すること。
④	配置予定担当者の資格・業務実績調書	1 部	様式第 8 号 ・ 配置予定担当者の業務実績（自治体名、計画支援全体の策定、主担当又は副担当等の実績等業務内容が分かるように）、業務年数、資格等を記載すること。
⑤	プライバシーマーク	1 部	プライバシーマーク登録証の写し

※ 任意様式は A 4 判で作成すること。

(2) 提出期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成 1 7 年赤磐市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午後 5 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(4) 提出場所

赤磐市保健福祉部介護保険課介護保険班

(5) 様式の配布方法

市ホームページからのダウンロードによる配布のみとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

- ① 参加資格審査結果の通知は、令和 7 年 1 0 月 2 日（木）までに、公募型プロポーザル方式提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも通知する。
- ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から 3 日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第 3 号）により説明を求めることができる。
- ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日（市の休日を除く。）から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に、回答書（様式第 4 号）により回答するものとする。

5. 質疑応答の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月24日（水）まで

(2) 受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第9号）に記入の上、令和7年9月24日（水）午後5時までに電子メールにて赤磐市保健福祉部介護保険課の下記メールアドレス宛に提出すること。

※ 電子メールの件名の先頭に「赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」「赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」策定支援業務委託に関する質問と必ず記載すること。

※ 受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回答

公平性を保つため、令和7年9月25日（木）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

質問に対する回答は本説明書、介護仕様書・障害仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

(4) 提出先

赤磐市保健福祉部介護保険課介護保険班

メールアドレス：kaigo@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申込の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和7年9月30日（火）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法

下記提出先に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は令和7年9月30日（火）午後5時までに必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(2) 提出先

赤磐市保健福祉部介護保険課介護保険班

7. 企画提案書等の提出

提出書類及び作成要領 企画提案内容 仕様書により作成すること。

イ 企画提案書の様式等

①	企画提案書	・ 任意様式 A 3 用紙を A 4 サイズに折っての編纂も可とする。 ・ 仕様書の業務内容に掲げる事項について、具体的な提案をすること。 ・ 業務の実施手順、実施体制（人員配置・連絡体制・会社としての業務サポート体制を含む）、分析手法、課題整理の方針、市との役割分担、業務フロー及び業務スケジュール（工程表）は必ず記載すること。 ・ 独自提案があれば記載すること。（貴社の優位性等）
②	情報・個人情報の管理	任意様式 ・ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定、社員研修等取組の状況、チェック体制、システムのセキュリティ対策等記載すること。
③	見積書	任意様式 ・ 「赤磐市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」については令和 7 年度委託分と令和 8 年度委託分に分けて、「赤磐市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」については令和 8 年度委託分についてそれぞれの見積書を作成すること。 ・ 2. 業務の概要（4）で示す事業費の上限（消費税込み）以内で、見積金額（消費税込み）を記載すること。 ・ 費用の積算内訳（数量・単価等を含む）も同時に作成し添付すること。 ・ 正本は押印したものであること。

(1) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(2) 提出期間 令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時までに必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(4) 提出先

赤磐市保健福祉部介護保険課介護保険班

8. 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書等について、選定審査会において提案参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し、総合的に審査、採点を行い評価基準の評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与し、全審査委員の評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）で最高点となった提案参加者を受託候補者として選定する。

総合評価点が高点の場合は、提案内容、業務の推進・支援体制、配置予定担当者の業務実績及び経験年数、会社規模・提案業者の受託実績、経費の順に評価点が高い者を上位とする。

なお、総合評価点の得点率が50%未満の場合は受託候補者とししない。また、審査は非公開とする。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和7年10月22日（水）

詳細は後日、提案参加者ごとに公募型プロポーザル方式提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも通知する。

(2) 実施場所

赤磐市役所庁舎（赤磐市下市344番地）

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含め3名以内で行うものとする
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。
なお、当日の追加資料は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は企画提案書の説明を30分以内とし、その後の質疑応答を10分程度とする。準備片付けは各5分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

No	審査項目	評価基準	配点
①	提案内容	国の方針及び本業務の知識・理解度、情報収集能力等を評価する。	10
②		提案の具体性、実効性を評価する。	10
③		赤磐市の地域特性の把握を評価する。	10
④		独自提案等を評価する。	10
⑤		実施体制、役割分担を評価する。	10
⑥		スケジュール等を評価する。	10
⑦		説明能力、意欲、積極性を評価する。	10
⑧	配置予定担当者の業務実績及び経験年数	配置予定担当者の業務経験年数、業務実績を評価する。	10
⑨	会社規模・提案業者の受託実績	本業務と同種業務の受託実績を評価する。	10
⑩	価格	見積価格の妥当性	10

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し書面にて通知する。受託候補者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

また、応募のあった事業者名及びその総合評価点は審査結果公表時に公表する。個別の審査結果及び審査内容については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9. 失格

提案参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容の詳細について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の10/100以上の納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、本業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、契約内容及び仕様書は、プロポーザル実施時の企画提案書の仕様書や採択された提案から内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合には、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 公募型プロポーザル方式提案参加申込書の提出から契約締結までの間に参加資格要件を欠くこととなった場合は、その時点で失格とする。
- (9) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (10) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (11) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象

となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

12. 担当部署

〒709-0898

赤磐市下市344番地（赤磐市役所本庁舎）

（赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画）

赤磐市保健福祉部介護保険課介護保険班（担当：山田）

TEL 086-955-1116

FAX 086-955-1918

E-mail kaigo@city.akaiwa.lg.jp

（赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）

赤磐市保健福祉部社会福祉課福祉推進班（担当：三村 岡本）

TEL 086-955-1115

FAX 086-955-1118

E-mail shafuku@city.akaiwa.lg.jp